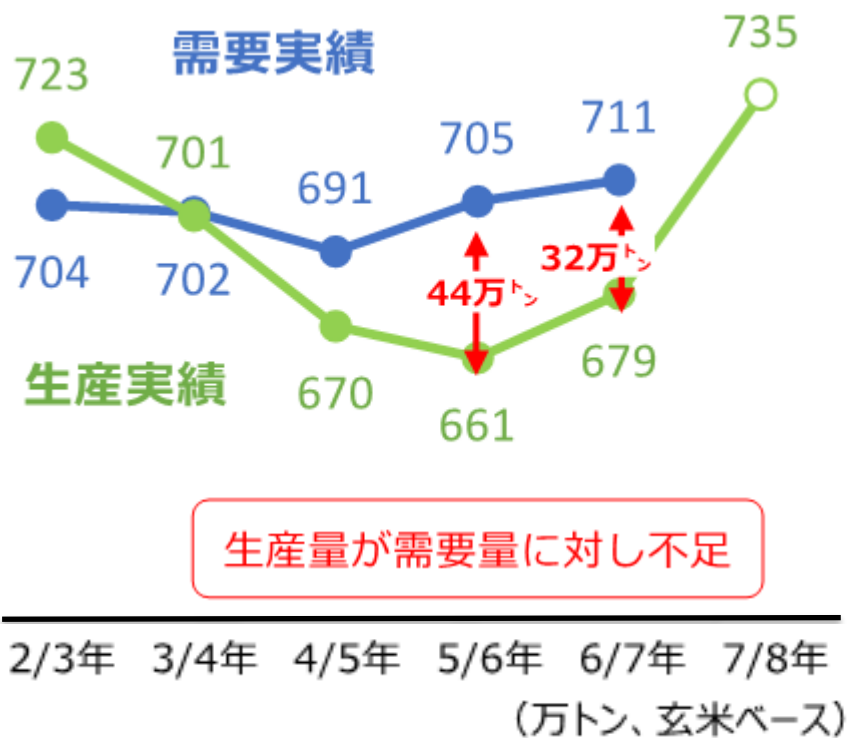


資料 1

需給安定のために見通しの確度を制度でどう高めるか

政府検証：需要に対し、令和 5/6 年は 44 万 t、
令和 6/7 年は 32 万 t 程度の供給不足



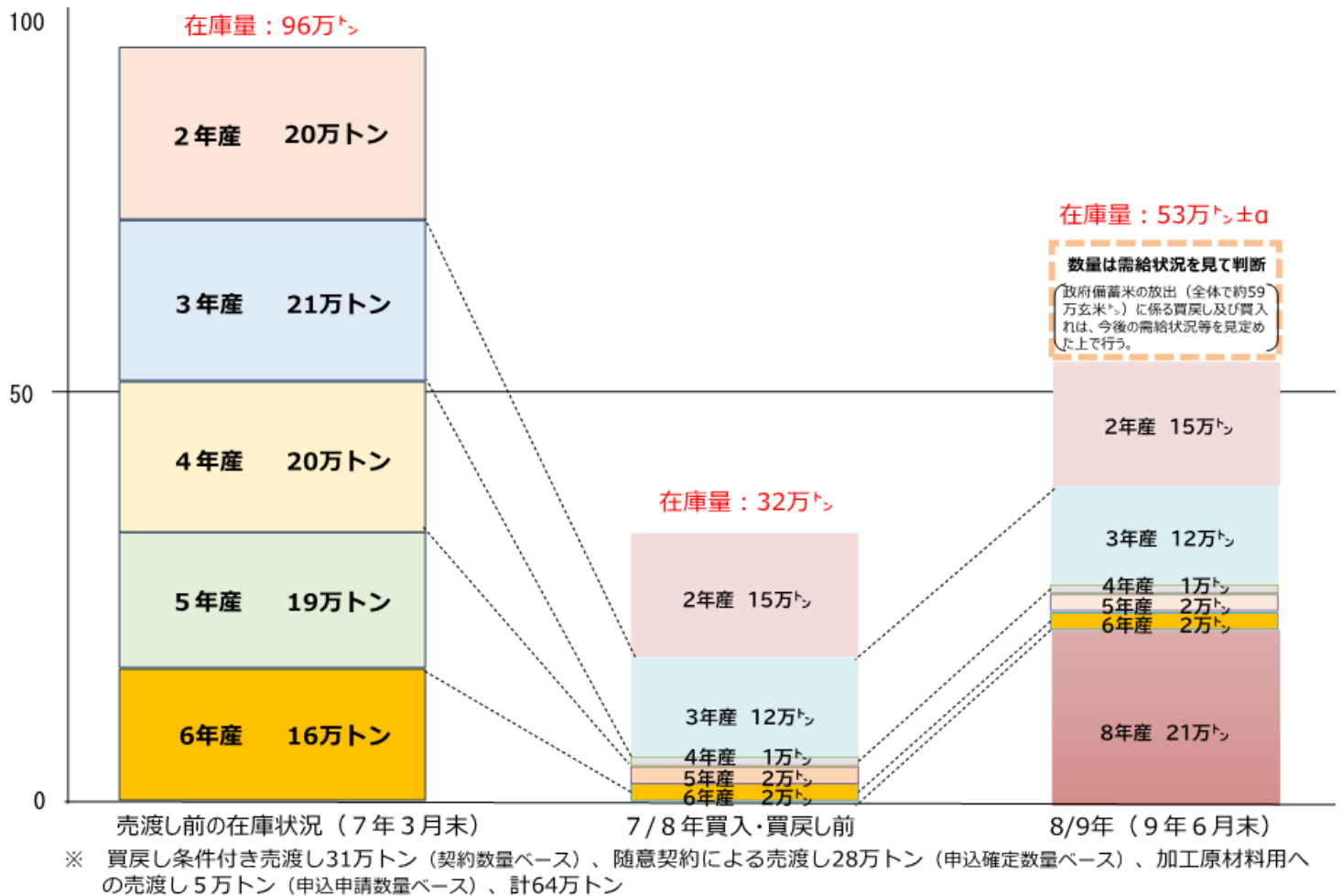
政府資料・現行説明	課題・提案
● 需要見通しと実績にずれが生じた。 ● 高温等により精米歩留まりが悪化した。 ● 家計購入、外食・中食、加工用、輸出、インバウンド等の変化を把握する必要。	● 全体量だけでなく、家庭用・業務用・加工用など用途別・価格帯別に見える化する。 ● 系統・系統外、未検査米、生産者在庫も含め、現場負担を抑えた把握体制が必要。 ● 報告制度を「数字集め」で終わらずに備蓄発動と作付判断に資する「現場に届く」情報にする。

資料2 備蓄米を「不足時放出」だけでなく

「過剰時買入れ」にも機能させる

政府説明：適正備蓄水準は100万t程度。

毎年20～21万t程度を買入れ、一定期間(5年程度)持越米を更新



政府資料・現行説明	課題・提案
● 備蓄は不作等による供給不足に備える制度として運用。 ● 今回の改正で、需要増による不足にも備蓄目的を拡大。 ● 民間備蓄制度を創設し、政府備蓄を補完する方向。	● 価格高騰時は放出、価格急落時は買入れ・買戻しを行い、価格急騰と急落の双方に備える。 ● 100万t水準への回復時期、財源、年産別内訳、食用適性などを明確に示す。 ● 在庫水準、価格、需給見通し、端境期、用途別不足を踏まえた発動基準を平時から示す。

資料3 米のコスト指標について

【趣旨・目的】

- 食料システム法では、食料全般の取引を対象として「費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出があった場合、誠実に協議に応じること」等の努力義務が課され、この努力義務が果たされているかの判断基準（協議の速やかな開始、協議において取引条件の一方的な決定を行わないこと等）に基づき指導・助言等の措置が講じられる。
- 同法に基づき、指定飲食料品等（米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆）について、農林水産大臣が認定した団体によりコスト指標が作成・公表されると、取引条件の協議においてコスト指標を合理的な根拠のあるものとして活用することが可能となる。
- これにより、費用を考慮した取引が行われることを通じて、米を含む食料の持続的な供給の実現を図る。

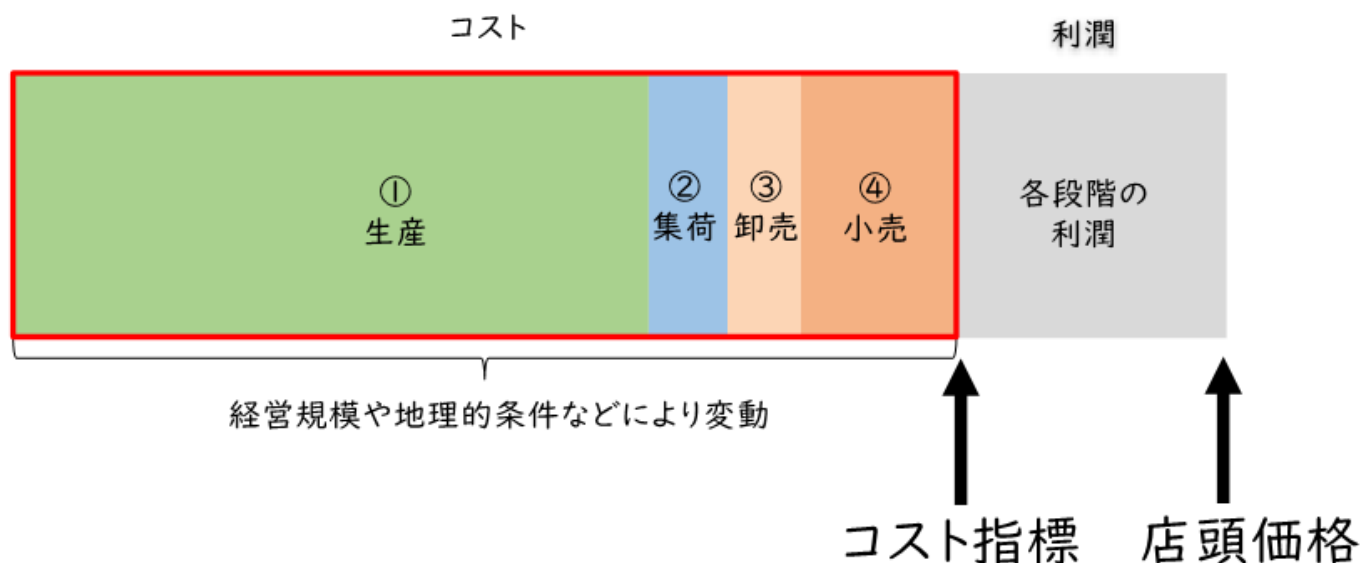
【コスト指標の活用】

- 取引価格は需給状況や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されるもの。
- 実際の取引の場においては、必要に応じて各産地においてコスト指標を参考に個別のコストを整理・提示し、交渉が行われることを想定。また、取引では自らの利潤やブランド力も加味した交渉が必要。
（地域別・地帯別等の作成は、各産地の実状を踏まえ、それぞれの産地で対応を検討。）
- 米においては、生産者が買い取りを行う事業者に対して直接交渉する場合や、集荷業者や卸売業者がそれまでの各段階で増加したコストを踏まえた交渉が行われることを想定。
- 消費者に対しては、生産から販売までの各段階の果たす役割や、各段階でどれくらいのコストがかかっているのかが周知されることが重要。
- コスト指標はコストの積み上げ値であり、利潤を含まないもの。また、取引における価格を約束するものではなく、取引において参照される指標である。

資料 4 コスト指標に基づく適正な取引と

消費者理解促進をどう両立させるか

問題意識：コスト指標は「価格統制」ではなく、
再生産と家計負担を両立するための共通基盤



政府資料・現行説明	課題・提案
● 米のコスト指標は、取引協議に活用する参考情報として公表。 ● 食料システム法に基づき、適正な価格形成を推進。 ● フードGメンが取引実態を調査し、必要に応じて指導・助言。	● 全国平均だけでなく、地域別・規模別の実態を反映する。 ● 集荷、卸、小売、外食まで、買ったときと過度な価格転嫁の双方を防ぐ。(フードGメンの役割大) ● 消費者に、生産費、保管、輸送、精米、小売経費を分かりやすく示し、適正価格(納得できる価格)への理解を広げる。

令和8年6月18日 参議院農林水産委員会 公明党 高橋光男

出典：農林水産省「合理的な価格形成」「フードGメン」関連資料および米穀安定供給確保支援機構
(コスト指標作成等委員会)「米のコスト指標(令和8年4月)」を基に高橋光男事務所作成